平成２７年（フ）第２３０号
新潟市南区中山341番地甲
債務者　坂井　信人
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
富山県魚津市友道2006番地１　石井アパート11号、前住所富山県魚津市大字大海寺新村７番地１　**廣**瀬直貴方
債務者　**廣**瀬　俊一
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第２２号
福井県敦賀市中央町２丁目７番10―301号　アパガーデンピア中央町
債務者　藤本奈津紀
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第１３４号
長野県松本市城東２丁目６番17号　ハイツＬＩＬＡ301号
債務者　中野　　修
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１４７号
長野県松本市大字神林5087番地２
債務者　竹内　範子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２１２号
岐阜市正木1479番地16　（ロイヤルアーク101号室）
債務者　諸井　伸年
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
兵庫県伊丹市千僧５―91―１―10―501、前住所兵庫県伊丹市南本町７丁目１番１―807号
債務者　江藤　美貴
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
兵庫県伊丹市千僧５―91―１―10―501、前住所兵庫県伊丹市南本町７丁目１番１―807号
債務者　江藤　麻紀
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
兵庫県川西市多田桜木２丁目６番22号　203、前住所兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の６　19―105
債務者　横山万里子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
兵庫県伊丹市御願塚８丁目３番19号　Ｓ＆ＫⅢ201号
債務者　篠原　梨奈
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
奈良市法華寺町396番地の13
債務者　小山　大智
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２２２号
奈良市西木辻町63番地の23　ライオンズマンション奈良410号
債務者　北田　有哉
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７３号
鳥取県米子市新開７丁目20番14号（104号）、前住所鳥取県米子市錦町１丁目127番地（201号）
債務者　山影　則栄
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２９号
福岡県宮若市鶴田1891番地305　シャルマンＭ　201号、前住所福岡県宮若市宮田177番地１　レオパレスクルール・つばき101号
債務者　梶原　　智
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３０号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地（本町団地332号）
債務者　阿南　　愛（旧姓石平）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３７３号
熊本市東区小山町1920番地７
債務者　嶽本　正晃
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係